

◎新潟県告示第713号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年5月28日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス また明日 あらい	妙高市上町11-23	株式会社井手塾	令和3年5月1日
児童発達支援 放課後等デイサービス	SMiD デイサービス Sora	上越市寺町2丁目20番 1号上越市福祉交流プラザ1階	特定非営利活動法人ギフテッド	令和3年5月1日